

◎公表すべき維持管理状況に関する情報(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項)

・焼却処理した一般廃棄物の数量

可燃ごみ 単位:トン

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	936.47	1,102.06	989.14	911.71								
2号炉	873.26	1,119.13	858.67	1,071.12								
合計	1809.73	2221.19	1847.81	1982.83	0	0	0	0	0	0	0	0

・燃烧ガス温度等

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃烧室中の燃烧ガス温度	測定位置: 燃烧室出口 単位: °C											
1号炉	1012	1016	1032	1018								
2号炉	1015	1046	1037	990								
集塵器流入燃烧ガス温度	測定位置: 集塵機入口 単位: °C											
1号炉	197	197	197	197								
2号炉	197	197	197	197								
一酸化炭素濃度	測定位置: 誘引送風機入口 単位: ppm											
1号炉	7	8	7	12								
2号炉	5	8	21	11								

※測定値については連続測定のため、日平均の月平均。

・ガス冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去

除去を行った設備	1号炉ガス冷却設備	1号炉排ガス処理設備	2号炉ガス冷却設備	2号炉排ガス処理設備
実施日	運転中、タイマーにて随時実施		運転中、タイマーにて随時実施	

・排ガス測定の結果

1号炉

焼却炉	1号炉			
採取場所	煙道	煙道	煙道	煙道
採取日	2024/4/23			
報告日	2024/5/14			
測定項目	基準値			
ばいじん(g/m <sup>3</sup> N)	0.15	0.00008		
硫黄酸化物(mN/h)	( )内の数値	0.46(68.4)		
窒素酸化物(ppm)	250	130		
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	700	26		
ダイオキシン類(ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	5			

※硫黄酸化物の基準値は届出値

2号炉

焼却炉	2号炉			
採取場所	煙道	煙道	煙道	煙道
採取日	2024/4/24			
報告日	2024/5/14			
測定項目	基準値			
ばいじん(g/m <sup>3</sup> N)	0.15	0.00006		
硫黄酸化物(mN/h)	( )内の数値	0.41(65.1)		
窒素酸化物(ppm)	250	120		
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	700	30		
ダイオキシン類(ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	5			

※測定回数 ・ばい煙(排ガス)測定: 年2回以上(大気汚染防止法施工規則第15条)  
 ・ダイオキシン類測定: 年1回以上(ダイオキシン類対策特別措置法第28条)